

新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業委託プロポーザ  
ル審査委員会設置要綱

〔平成 27 年 6 月 1 日〕  
〔 27 小 院 建 第 1 8 号 〕

(設置)

第 1 条 新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業委託プロポーザル  
(以下「プロポーザル」という。)により当該業務について技術的に最適  
な者を特定するため、新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業委託  
プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 参加表明書等の評価基準の設定に関すること。
- (2) 参加表明書等を審査し、その結果を小牧市病院事業管理者(以下「管  
理者」という。)に報告すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小牧市民病院副院長
- (3) 小牧市都市建設部長(建設担当)
- (4) 小牧市民病院事務局長

3 委員会に委員長を置き、管理者が委員のうちから指名した者をもって  
充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があら  
かじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員は、第 2 条第 2 号に規定する管理者への報告をもって、解任され  
るものとする。

(会議)

第 4 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員  
長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員長が特に緊急を要すると認めたものについては、持ち回り審議により議事を決定することができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、小牧市民病院事務局新病院建設推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第6項に規定する委員の解任をもって、その効力を失う。